原因裁定の嘱託

事務手続の手引き

公害等調整委員会事務局

<概略図> 公害等 受訴裁判所 調整委員会 公害に係る被害に 関する民事訴訟 加害行為と 原因裁定の嘱託に 被害発生との 関する事務 因果関係の立証 事前相談※ 求 意 見 ①求意見書 ②事案説明書 ③訴状写し 原因裁定の嘱託を 4争点整理案 受けるか否かの検討 回答 ⑤回答書 ⑥事務連絡 原因裁定の嘱託 ⑦嘱託書 原因裁定手続 ⑧訴訟資料 ⑨事務連絡 加害行為と被害発生と の間の因果関係の存否 について審理 原因裁定 裁定書の送付 ⑩原因裁定通知書 ①裁定書正本 判決

※必須ではありませんが、求意見前に電話やメールで裁判所からの出向者に相談していただけると手続がスムーズです。

第1 求意見段階

受訴裁判所が公害等調整委員会(以下「公調委」という。)に提出する書類

- ① 求意見書「様式例1-1]
- ② 事案説明書 [様式例1-2]
- ③ 訴状写し
- ④ 争点整理案又は主張整理案(受訴裁判所が作成している場合)

1 求意見書(①)[様式例1-1]

受訴裁判所は、公害紛争処理法(昭和四十五年法律第百八号。以下「法」という。)第42条の32第1項に基づいて原因裁定の嘱託について求意見をする場合は、求意見書を裁判長名で公調委委員長宛てに送付してください。

求意見書には、嘱託事項を記載してください。嘱託事項は、様式例 1-1 (別紙) のとおり、i 「当事者の一方の行為」たる加害行為、及びii 「被害」たる加害行為と事実的因果関係にあると主張される具体的事実としての権利侵害をそれぞれ明確に記載してください。

※ 嘱託事項は、当事者が原因裁定の申請(法第42条の27第1項)をする場合の「裁定を求める事項」(公害紛争の処理手続等に関する規則(以下「手続規則」という。)第63条で準用する同規則第34条第1項第6号)に対応するものです。

2 求意見書の添付書類

求意見書を送付する際には、公調委における回答の検討の参考とするため に、以下の書類を送付してください。

(1) 事案説明書(②)[様式例1-2]

公調委が、事案の概要、訴訟における進行を把握するためのものであり、 公調委が送付するひな形 (エクセルファイル) に、以下のとおりの事項をな るべく具体的に記載してください。

ア 裁判所・担当部・係名及び連絡先

公調委が受訴裁判所との間で連絡を取る際に必要となるものです。電子メールで連絡を取ることがありますので、担当書記官のメールアドレスを記載してください。

イ 事件の表示、事案の概要及び主な争点

公調委が事案の概要を把握するために必要となるものです。事案の概要欄は、訴訟物、訴額等が明らかになるように紛争の概要を簡潔に記載してください(いわゆる新様式による判決書における「事案の概要」欄の冒

頭の記載を参考にしてください。)。

ウ 嘱託事項

嘱託事項に係る当事者の主張の概要を具体的に記載してください。

工 進行

(ア) 前回期日、既指定期日

期日が実施された又は指定された具体的年月日とともに手続の種別を記載してください。

(イ) 前回期日までの進行の概要

訴訟提起時から前回期日までに実施された手続の概要を具体的に記載してください。特に当事者の主張、立証の進捗状況、争点整理終了の 見込みが明らかになるようにしてください。

(ウ) 嘱託までに予定する内容

受訴裁判所が嘱託までに予定している手続の内容を記載してください。

(エ) 嘱託後の訴訟手続

受訴裁判所が公調委に対し原因裁定をすることを嘱託した場合、法 第42条の33で準用する法42条の26第1項に基づき訴訟手続を中止 する予定であるか否か(未定であるときはその旨)を記載してください。 また、裁定後の訴訟手続で具体的な予定がある場合には、その内容を 記載してください。

オ その他特記事項

嘱託事項について当事者から主張が新たにされる予定がある場合や 立証方法について意見がある場合、嘱託に対する当事者の意向など、原 因裁定をすることを嘱託するに当たって特に記載すべき事項がある場 合には、その内容を記載してください。

(2) 訴状写し(③)

公調委が事案の概要を把握するために必要となるものです。訴状だけでなく、記録の第1分類と第2分類の送付を依頼することもあります。

(3) 争点整理案(4)

受訴裁判所において既に争点整理案又は主張整理案を作成している場合には送付してください。争点整理案等を送付する際には、当事者に交付済みであるか否かも併せて明らかにしてください。

第2 公調委からの回答段階

公調委が受訴裁判所に送付する書類

- ⑤ 回答書 [様式例2-1]
- ⑥ 事務連絡 [様式例2-2]

公調委は、委員長名で、受訴裁判所裁判長宛てに、求意見についての意見を回答します(⑤)。また、公調委は、嘱託に応じる用意があると回答し、必要があると認めるときには、求意見書とともに、受訴裁判所が嘱託時に提出する必要があると認める書類を記載した事務連絡(⑥)を送付します。

第3 嘱託段階

受訴裁判所が公調委に提出する書類

- ⑦ 嘱託書 [様式例3-1]
- ⑧ 訴訟資料
- ⑨ 事務連絡 [様式例3-2]

1 嘱託書(⑦)[様式例3-1]

受訴裁判所は、原因裁定をすることを嘱託する場合、裁判長名で、公調委委員長宛てに嘱託書を送付してください。嘱託事項については求意見書と同じ内容を再度記載してください(前記第1、1参照)。

2 添付書類

公調委は、原因裁定の手続において必要があると認めるときは、嘱託書に添付するものとして、以下の書類の提出を依頼することがあります。

(1) 訴訟資料(8)

公調委は、原因裁定手続において使用するため、以下のとおりの訴訟資料の写しの提出を依頼することがあります。その際、受訴裁判所には、嘱託書とともに、訴訟資料の写しを提出してください。

ただし、記録が大部であって複写等により送付の準備に時間を要する場合は、嘱託書と同時でなくても、嘱託書の提出後、遅滞なく提出していただければ結構です。

ア 第1分類

全部

イ 第2分類

全部(書証目録、証人等目録、証拠説明書を含む。)

ただし、立証趣旨が明らかに損害のみに係る証拠は、嘱託の目的に照らして基本的に不要ですが、選別作業等の作業が煩雑であるなどの事情がある場合は、第2分類すべてを送付していただいても結構です。

ウ 第3分類

委任状、資格証明書(全部事項証明書、戸籍等)、対象不動産の全部事項 証明書、送達場所の変更届出書

(2) 事務連絡(⑨)[様式例3-2]

公調委は、受訴裁判所に対し、訴訟代理人等の事務所所在地、電話番号、FAX番号等の連絡先を記載した事務連絡の送付を依頼することがあります。これは、嘱託後における裁定手続において、公調委が、当事者と連絡をとるために必要となるものです。

第4 裁定手続中の段階

(1) 当事者の変更があった場合

訴訟手続の受継や一部の当事者の訴えの取下げ等があった場合には、公 調委にもお知らせください。

(2) 審理中の公調委からの連絡

嘱託後も、公調委から受訴裁判所に対し、進行状況等をご連絡します。受訴裁判所からも、不明な点があればいつでもご連絡ください。

第5 裁定後の段階

公調委が受訴裁判所に送付する書類

- ⑩ 原因裁定通知書 [様式例4]
- ⑪ 裁定書正本

公調委は、嘱託に基づく原因裁定を行った後、受訴裁判所に対して、公調委委員長名の書面をもって、その旨を通知するとともに(⑩)[様式例4]、裁定書の正本(⑪)を送付します(手続規則第62条)。

第6 公調委における連絡担当窓口

公調委では、受訴裁判所からの原因裁定の嘱託についての問い合わせから嘱託までの手続について、事務局総務課企画法規係(電話03-3503-8591・直通/FAX03-3581-9488)が対応します。

裁定手続中においては、事務局審査官室(電話03-3581-9954・直

通/FAX03-3581-9488) が対応します。

なお、事務局においては、適宜、裁判所から出向した職員(審査官(判事から 出向)、特別専門官(判事補から出向)、主査(書記官から出向))が配置されて いますので、お気軽にご相談ください。

様式例1-1 求意見書

平成 年()第 号 事件

原 告 〇〇

被告〇〇

平成 年 月 日

求 意 見 書

公害等調整委員会委員長 殿

○○地方裁判所民事第○部 裁判長裁判官 ○○ ○○ 印

当裁判所で審理中の上記公害に係る被害に関する民事訴訟につき、別紙嘱託 事項について、貴委員会に原因裁定の嘱託をしたいので、公害紛争処理法第42 条の32第1項により貴委員会の意見を求める。

添付書類

- 1 事案説明書
- 2 訴状写し
- 3 争点整理案

嘱 託 事 項

1 大気汚染・健康被害の例

原告について平成○年○月ころ、○○の症状が生じたのは、被告が○○の操業によって大気中に○○を排出したことによるものであるか。

- 2 水質汚濁・財産的被害(営業利益の侵害)の例 原告が行っていた○○の収穫が平成○年以降不振となったのは、被告が ○○の工事により○○湾に○○を排出したことによるものであるか。
- 3 土壌汚染・財産的被害(所有権侵害)の例 原告が所有する別紙物件目録記載の土地の土壌が汚染されたのは、被告 が別紙物件目録記載の工場から〇〇に〇〇を排出したことによるもので あるか。
- 4 騒音(振動、悪臭)・健康被害の場合の例 原告について平成○年○月ころ、○○の症状が生じたのは、被告が○○ を稼働させ、騒音(振動、悪臭)を生じさせたことによるものであるか。
- 5 地盤沈下・財産的侵害(所有権侵害)の例

原告について別紙物件目録記載の建物に傾きや柱、梁、外壁及び内壁の 損傷が生じたのは、被告が平成〇年〇月から平成〇年〇月まで別紙物件目 録記載の土地において地盤掘削工事を実施したことによるものであるか。

様式例1-2 事案説明書

	事案説明書	作成日 平成〇〇年〇月〇日
裁判所·担当部·係名		○○地方裁判所民事第○部・○係
	担当書記官	甲野春子
連絡先	電話/FAX番号	012-345-6789/012-345-6780
	メールアドレス	Kono.Haruko111@courts.jp
	事件番号	<u></u> 平成〇〇年(ワ)第12345号ほか
事件 の 表示	原告	乙山夏男外2名
	代理人(主任)	カ川秋郎
	被告	丁山冬郎 / 補助参加人 己田株式会社
	代理人(主任)	戊田北彦 / 庚川南夫
	事案の概要	原告ら家族が、隣地で〇〇工場を操業する被告に対し、同工場に設置された〇〇機械から発生する低周波音が、原告らの心身に重大な障害を及ぼしており受忍限度を超えると主張して、人格権に基づき夜間操業の差止め等を求め、さらに、不法行為に基づき損害賠償(総額〇〇万円余)を請求した事案
	主な争点	・○○機械から低周波音の発生、到達の有無・低周波音と原告らに生じた心身の障害との因果関係・低周波音が原告らの受忍限度を超える程度のものか・原告らの被った損害額及び慰謝料の額
嘱託事項	嘱託事項 についての 原告の主張 の概要	○○機械から低周波音が発生し、原告ら方にまで到達している。このことは、原告らの依頼した業者が低周波音レベル計○○を用いて計測した結果、環境省が公表する「○○値」や「○○値」を超えていることは明らかである。これにより、原告らは頭痛や不眠などに悩まされており、内2名は「○○」との診断を受けて通院治療を継続している。原告らの受忍限度を超える違法なものであり、人格権をも侵害する。
	嘱託事項 についての 被告の主張 の概要	○○機械から低周波音が発生しているとは断定できず、これが原告ら方に到達しているとはいえない。原告らの主張の計測結果は正確性を欠いており、信用できない。原告らの訴える症状も低周波音が原因とはいえず、心理的な影響や持病が原因である可能性もある。○○値は、受忍限度を超えるかどうかの基準とはならない。
	前回期日	平成〇〇年〇月〇日(第〇回弁論)
	既指定期日	平成〇〇年〇月〇日(第〇回弁論)
進行	前回期日までの 進行の概要	平成〇〇年〇月〇日に第1回弁論を行い、その後弁論を〇回行った。 被告から〇〇機械の製造者である〇〇株式会社に対して訴訟告知が行われ、同社は 被告に補助参加した。 原告らからは、〇〇簡易裁判所での調停が現地で開催された際の低周波音の測定結 果が証拠として提出され、原告の作成した〇〇や〇〇が証拠として提出された。 被告からは、被告補助参加人作成の調査結果や〇〇機械の設置等に関する説明書が 証拠として提出された。 現時点で、これ以上の証拠提出は予定されていない。
	嘱託までに 予定する内容	争点整理案の確定を行う。 当事者と協議の上、嘱託事項以外の争点について証拠調べを行うことになれば、人証 申出、陳述書の提出等を求めることになる。
	嘱託 中止予定の有無	中止する 中止しない 未定
	後の	原告らの損害額(争点整理案記載の争点〇)、原、被告間での和解の成否(争点〇)、原、被告間での〇〇機械の操業に関する合意の成否(争点〇)に限って、証拠調べ(人証)を実施する可能性はある。
		関連事件として、〇〇簡裁平成〇年(公)第〇号(取下げ)、〇〇地裁平成〇年(日)第〇号(却下)、〇〇高裁平成〇〇年(ラ)第〇号(抗告棄却)がある。

様式例2-1 回答書

公調委第号平成年月日

○○地方裁判所民事第○部 裁判長裁判官 ○○ ○○ 殿

公害等調整委員会委員長 印

原因裁定の嘱託について(回答)

貴裁判所平成 年 月 日付け第 号をもってなされた求意見について、当委員会の意見は下記のとおりです。

記

求意見に係る事件について、貴裁判所から原因裁定の嘱託があった場合には、 当委員会としては、これに応ずる用意があります。

様式例2-2 事務連絡(回答時)

平成 年 月 日

○○地方裁判所民事第○部 御中

公害等調整委員会事務局

事 務 連 絡

貴裁判所からの平成○○年○月○日付け原因裁定の嘱託についての求意見に対し、別添のとおり、回答書を送付いたします。

つきまして、貴裁判所が、当委員会に対して原因裁定をすることを嘱託する場合には、当委員会まで下記の文書をお送りください。

記

- 1 嘱託書
- 2 訴訟資料 (第1分類及び第2分類に係る全ての文書並びに第3分類の委任 状等。ただし、第2分類につき損害額のみに係る書証は不要)
- 3 当事者双方(代理人)の連絡先を記載した事務連絡

以上

様式例3-1 嘱託書

平成 年()第 号 事件

原 告 〇〇

被告〇〇

平成 年 月 日

嘱 託 書

公害等調整委員会委員長 殿

○○地方裁判所民事第○部 裁判長裁判官 ○○ ○○ 印

当裁判所で審理中の上記公害に係る被害に関する民事訴訟につき、別紙嘱託 事項について、当裁判所は、貴委員会に対し、公害紛争処理法第42条の32第 1項に基づき、原因裁定をすることを嘱託する。

添付書類

訴訟資料

(別紙)

嘱 託 事 項

※ 求意見書における記載例と同じ。

様式例3-2 事務連絡(嘱託時)

平成 年()第号 事件

原 告 〇〇

被告〇〇

平成 年 月 日

事 務 連 絡

公害等調整委員会事務局 御中

○○地方裁判所民事第○部

裁判所書記官 〇〇 〇〇

(電 話) 012-345-6789

(FAX) 0 1 2 - 3 4 5 - 6 7 8 0

当裁判所が、貴委員会に対し、原因裁定をすることを嘱託する事件の連絡事項は次のとおりです。

原 告	
原告代理人	(主任)
	(事務所所在地) 〒
	(電話/FAX)
被告	
被告代理人	(主任)
	(事務所所在地) 〒
	(電話/FAX)

様式例4 原因裁定通知書

公調委事第号平成年月日

○○地方裁判所民事第○部 裁判長裁判官 ○○ ○○ 殿

公害等調整委員会委員長 印

原因裁定について(通知)

原告○○○と被告○○○との間の○○地方裁判所平成 年()第 号 事件について、平成 年 月 日付け第 号をもってなされた嘱託に基づき、別添のとおり原因裁定をしたので、通知します。

添付書類:裁定書正本